

練馬区教育振興基本計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月17日（月）まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、教育施策課での閲覧

(3) 意見件数

36件（6名・1団体）

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第1章 計画の基本的な考え方	2
第3章 教育施策の具体的な展開	
取組の視点1 教育の質の向上	19
取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進	1
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	11
その他	3
合計	36

3 寄せられた意見に対する対応状況

区分	内 容	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	1
○	素案に趣旨を掲載しているもの	9
□	素案に記載はないが他の事業等で既に実施しているもの	15
△	事業実施等の際に検討するもの	7
※	趣旨を反映できないもの	4
—	その他、上記以外のもの	0
合 計		36

4 区民からの意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第1章 計画の基本的な考え方			
1	「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」について、子どもに画一的な理想像を押し付けるような目標ではなく、子どもの権利、最善の利益を教育委員会・教職員・保護者・地域の大人が保障するための目標設定が望ましい。	教育分野の目標は、子どもたちの画一的な育成を目指すものではありません。各取組を進めることで、様々な発達段階や家庭環境にある子どもたち一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行っていきます。	※
2	目標を「多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される場をつくり、子どもたちの学びと成長を支える」に修正すべき。	教育分野の目標は「練馬区教育・子育て大綱」で定めています。その目標の実現に向けて、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援を行っていきます。	○
第3章 教育施策の具体的な展開			
取組の視点1 教育の質の向上			
3	区立幼稚園3園については、保護者の意見を聞き、今後統廃合するようなことにならないよう支援することをきちんと掲げること。	区立幼稚園については、今後、就学前幼児数や幼稚園に関する需要動向を踏まえながら、区立幼稚園の役割やあり方について検討を進めます。	△
4	「また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、社会のルール・マナーに対する意識の低下や、思いやり・協調性の不足などが懸念されるようになりました。」との記述があるが、どのような根拠・意図があるのか。 多様な価値観が認められる風土になり、今まで声を上げられなかった少数派の人々等の意見が聞かれるようになったことが、マナーの低下や思いやり・協調性の不足を招いているかのようにとれる表現に見えるが、そうであれば不適切ではないか。	今後のグローバル化の進展等により、様々な価値観を背景とする人々と交流する中で、時には対立する場合も含めて、それぞれの立場を思いやり協調していくことが一層重要になります。 区は、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、多様な価値観を理解し、協調できる子どもたちの育成を進めていきます。集団を優先させ、従わせるような教育をする考えはありません。 なお、記載内容についてはこうした趣旨が伝わるよう一部修正しました。	◎
5	価値観の多様化を原因として集団を優先させ、従わせるような教育をすべきではない。価値観は多様が当たり前であり、違いを認め、理解し合うことの重要性を伝えるべきである。		○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
6	<p>道徳教育においては、18歳成人になることから、早い段階で地域や社会の問題について考え、対話する取組を求める。</p>	<p>道徳教育は、教育活動全体を通じて行っています。特に、道徳科の学習では、地域や社会の問題も含め、答えが一つではない課題について、一人ひとりが自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」を実践しています。</p>	○
7	<p>人権教育としての性教育は、保護者の意向を伺うのではなく、必要性から充実すべきである。</p>	<p>区立小・中学校では、教育活動全体を通じて、相手の人権を大切にすることや男女が互いに尊重し合うことなど性教育の内容と関連した人権教育を推進しています。その上で、学習指導要領に基づき、保健分野の学習を中心として、子どもたちが性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、発達段階に応じた指導を行っています。</p>	□
8	<p>学校で性教育を行えば、一度に多くの子どもたちに正しい知識を伝えられる。性犯罪は加害者が学校関係者であることがゼロではないこと、主従関係にある環境で起きやすいことから、第三者が講師となることで、子どもたちを守ることができる考える。子ども達が性教育を学ぶことで、先生が不必要に疑いをかけられずにすむ。</p> <p>練馬区の子どもたちが性教育を学ぶ環境をつくり、練馬区メソッドとして23区、全国へ広めてほしい。</p>	<p>外部講師による授業については、産婦人科医、助産師およびNPO等を招いて実施している学校があります。実施校の成果を情報発信するなど、取組が広がるよう働きかけていきます。</p>	□
9	<p>学校で朝、塩むすびを提供することはできないか。おなかが空いていると、朝遊びも午前中の勉強も集中できない。貧困家庭への手助けにも、育ち盛りの手助けにもなると思う。</p> <p>既に取り組んでいる同様の事案があれば、教えてほしい。</p>	<p>区立小・中学校では、従来から早寝、早起き、朝ごはんの運動を推奨し、児童・生徒の生活リズムの安定とともに、健康管理を促しています。</p> <p>朝食の習慣は家庭で定着することが必要と考えており、学校給食で朝食を提供することは、現行の昼の給食の大量調理の準備の実態からも困難です。</p> <p>なお、給食ではありませんが、足立区で地元の自治会や有志が日や学年を決め、年に数回朝食提供事業を実施していた例があります。</p>	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
10	食育においては、遺伝子組換え食品やクローン食品など自然由来ではない食品の危険性についても学ぶ機会を設けることを求める。地場野菜にとどまらず、オーガニック給食の取組を進めること。	区立小・中学校における食育の目標の一つに「正しい知識に基づいて、食品の品質や安全について判断できる練馬の子供を育てる。」があります。冊子「ねりまのきゅうしょく」への記載や栄養士等への研修で取り上げるなどし、子どもたちが食の安全性について学ぶことができるよう努めています。 オーガニック給食はコスト面の課題がありますが、今後も情報の収集に努めます。	△
11	デジタル教科書やタブレットを使った日常的な授業などの検討にあたっては、ICT 機器による子どもの視力低下など心身への影響が懸念されることを考慮すべきである。	昨年2月のタブレット端末の配備に当たり、児童・生徒および保護者に「児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」を配付しました。ガイドラインでは、正しい姿勢でタブレットを使用することや長時間の使用を控えること等の健康被害防止に向けた注意点も示しており、各学校ではこれに基づく指導を適宜行っています。	□
12	気候危機や海洋プラスチック汚染について現状を伝え、対策を実践することを促すために、環境教育の重要性は増している。その他の取組ではなく、9番目の項目として目標を明確にして取り組むべきである。	環境学習は、学習指導要領において、全学年で教科等横断的に取り組む内容として位置づけられており、全校で理科や社会科、総合的な学習の時間等において取り組んでいます。 より充実した環境教育を推進していきます。	○
13	教員研修については自主的な研修が奨励されることが大切である。	区では、授業力や生活指導力、様々な教育課題への対応力の向上を図るための研修を実施しており、経験年数や担当職務に応じて受講する研修の他、自己の課題に応じて自主的に受講する研修も多数実施しています。	○
14	若手を中心とした現場の教員の研修も大切だが、教育委員会や管理職についての視点の記述がないように見える。教育委員会や管理職が行っている研修や情報収集、意識改革等についても、目標を策定して実施し、取組としてアピールすべきである。他自治体の事例を参考に新しい仕組みを作ったり、最新技術や人権教育に関する知識をアップデートしたりなど、時代に合った教育に必要な取組を随時行ってほしい。	毎月の校長会、副校長会において、国、都、区の動向を踏まえた最新の教育情報を伝達するとともに、服務に関する研修を実施しています。この他、管理職を対象に、喫緊の教育課題に対応する研修を実施しています。 また、教育委員会事務局の職員は、定期的に外部の研修を受講し、継続して専門性の向上を図っています。 引き続き、管理職も含めた教員、教育委員会事務局の職員の知識、経験とともに技術を高め、時代に応じた教育に取り組んでいきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	<p>教育アドバイザー（退職校長）の配置について、管理職である校長の認識がアップデートされないまま旧来のやり方を引き継ぐようであれば、かえって教育現場の時代に合った必要な変化を阻害しかねない。教育アドバイザーの配置拡大については、その成果や今後の活用について、現場の若手教員の意見をしっかり反映してほしい。</p>	<p>教育アドバイザーの主な業務は、区立小・中学校および幼稚園の初任者および若手教員等に対する支援・助言、巡回指導です。業務の特性上、最新の教育課題を熟知し、指導方法等のノウハウをもった人材を人選しています。</p> <p>また、面談やアンケートによる若手教員の意見の聞き取りや、指導主事等による若手教員への指導方法の協議を行っています。</p> <p>今後も、現場の状況を熟知し、個々の能力・資質に寄り添った指導・助言ができる人材を配置していきます。</p>	○
16	<p>昨年、練馬区において生徒に SNS のパスワードを記載した書類を提出させた事案がニュースになった。「パスワードの共有を推奨・かつ第三者が見て分かる状態にする書類であったこと」「その書類を提出させる意図・目的が曖昧であったこと」の2点において、教育委員会等の認識に問題があったと認識している。</p> <p>今後、家庭教育の推進にあっても、同様の事案が起きることがないように対応してほしい。</p>	<p>昨年11月の事案発生後、直ちに全区立小・中学校に対し、家庭と学校の連携に係り、学校が家庭に対して不必要な情報の提供を求めないよう徹底しました。引き続き、適切な情報管理が行われるよう、教育委員会としても対応していきます。</p>	△
17	<p>働き方改革は、現在大きな課題である。例えば、学校業務の内容や量の見直しなど、もう少し記述があったほうがよい。</p>	<p>区では、教員の働き方改革に向け、区独自の働き方改革推進プランを策定しています。このプランに基づき、これまで、教員業務をサポートする人材（スクールサポートスタッフ等）の配置、部活動外部指導員や部活動指導員の配置、学校電話機の応答メッセージ機能や学校徴収金システムの導入、出退勤管理システムの導入による在校時間の可視化、教員研修の見直しなどを進めてきました。</p>	□
18	<p>若手教員を中心に多角的な研修やサポートが企画されているのはよいが、教員の負担増が気にかかる。素案にある計画も全体的に学校を通じて行うものが多く、同様の懸念がある。サポート人材の配置拡大は積極的に進めてほしいが、一方で現在学校が抱えている業務の効率化や見直し・削減も必要ではないか。素案でもその点に触れられてはいるが、目標となる具体的な記述が不足しており、実効性に疑問がある。</p> <p>学校（管理職）はもちろん、地域や家庭（保護者）も含めて、改めて教員の業務について、慣習によることなく法令に従って線引きし、新たな仕組みをつくるべきと考える。</p>	<p>また、各学校の実情に応じた学校行事の削減・縮減や休務日の設定、校務の効率化などを促してきました。</p> <p>教育振興基本計画に記述している内容は取組の一部となりますが、コロナ禍を1つの契機と捉え、これまでの習慣や慣例にとらわれない学校運営の見直しを行うとともに、引き続き、多面的な支援や方策を通じて教員の働き方改革を推進していきます。</p>	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	<p>体育館の空調設備は、子どもや地域の人々の命にも関わるため、計画を前倒しすべきではないか。衛生面を考えると、トイレの改修も可能な限り前倒しで進めてほしい。</p>	<p>体育館の空調設備の設置については、アクションプランにおいて当初の10年計画を7年に短縮し、令和7年度までに設置できるように進めています。</p> <p>トイレについては、平成29年度までに全区立小・中学校の1系統目の改修を完了し、アクションプランに基づき、現在、2系統目以降の改修工事を進めているほか、配管工事を伴わない簡易な工事として、和便器の洋式化を合わせて行っています。</p>	□
20	<p>手洗い場については特に記述がないが、冬場はお湯が出る設備は備えているのか。感染症予防に手洗いは必須だが、冷たい水では手が凍えてしまい、十分な手の洗浄ができないおそれがある。</p>	<p>トイレや廊下の手洗いの温水化は行っていません。</p> <p>児童・生徒の良好な教育環境の確保のために、財政状況や中長期的な視点を踏まえ、校舎改築や体育館の空調設備の設置などをはじめ、優先度の高い工事を実施しています。</p>	※
21	<p>学校の統廃合や周辺区立施設の複合化は子どもたちにとって大きな問題である。拙速に進めず時間をかけて検証すること。特に子どもの意見を聞くこと。</p>	<p>区立学校の適正配置や区立施設の複合化は、児童・生徒の良好な教育環境の確保や施設の配置・管理運営の最適化等を目的に取り組を進めています。実施に当たっては、子どもを含め保護者や地域のご意見を踏まえて進めていきます。</p>	△
取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進			
22	<p>地域との連携協力に関して、学校運営協議会や地域学校協働活動のことが記述されていない。国の方針では全ての公立学校に学校運営協議会を置く方向であるがどうなのか。</p>	<p>区においては、平成28年度より学校・地域連携事業として、学校支援コーディネーターの全校配置や地域未来塾の実施等、国が示している地域学校協働活動に当たる事業を実施しています。</p> <p>学校運営協議会制度などの地域と協働した学校運営については、令和3年度からモデル校を設置し、学校と地域の連携強化について研究を進めています。</p>	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実			
23	<p>「いじめをしない・許さない」気運を高めるのは必要だが、行き過ぎれば「いじめをなくす＝いじめを認めない、隠ぺいする・解決したことにする」圧力が強く生じるのではないか。解消率だけが目標になっていることも気にかかる。</p> <p>学校や教育委員会の対応が問題視されている事例もあり、学校関係者への啓発等だけでは不十分という証左である。</p> <p>学校や教育委員会が十分機能しなかった場合の対策が必要だと思うが、素案からはそのような仕組みが見て取れない。既に対策があるのであれば取組として明示してほしい。</p> <p>寝屋川市では、教育組織以外も活用した課題解決に取り組んでいると聞く。練馬区でもより効果的な対策を検討してほしい。</p>	<p>区では、いじめほどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るとの認識のもと、子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やかに組織的対応を行うこととしています。</p> <p>各学校では、軽微ないじめであっても積極的に認知を行い、早期解消に向けた対応を行っています。</p> <p>また、教職員による指導だけでなく、早期解消に向けて、全児童・生徒を対象に、いじめの有無や悩みを把握するための無記名のアンケートを、年間を通じて実施しています。さらに、いじめ対応アプリを導入し、スマートフォンや児童生徒用タブレット等からの通報により、学校や教育委員会が弁護士などの専門家からの助言を受けられるスクールロイヤーの配置などを行っています。</p> <p>今後もいじめ問題の解決に向け実態に即した対策に取り組んでいきます。</p>	□
24	<p>不登校に関して、フリースクールなどの記述があったほうがよいのではないか。</p>	<p>区では、フリースクールを運営する団体に協力をいただきながら、不登校対策に取り組んでいます。令和3年度から4年度の2か年で実施する不登校実態調査において、区立小・中学校の児童・生徒が利用しているフリースクール等の民間事業者に対しても、事業内容や受入れ児童・生徒数などを調査します。</p> <p>実態調査の結果を踏まえ、フリースクールとの連携も含め不登校対策の見直しを行って行きます。</p>	△
25	<p>都心の区の多くでは、都採用に加えて区採用のスクールカウンセラーを配置し、週あたり2日以上勤務している。</p> <p>本区では心のふれあい相談員がそれを代替しているが、スクールカウンセラーの多くは保護者相談に時間を取られ、児童・生徒との相談の時間が取れていない。より適切な教育相談の充実に向けて、区採用のスクールカウンセラーの配置を進めていくべきと考える。特に練馬区の教育相談は23区の中で見劣りしていると感じる。</p>	<p>区では、スクールカウンセラーの職務を補完するため、平成15年度から様々な資格やスキルを持つ心のふれあい相談員（有償ボランティア）を配置しています。</p> <p>学校内の教育相談室では、スクールカウンセラーと心のふれあい相談員が連携して子どもや保護者の相談を受けており、今年度から小学3年生全局面接を実施するなど、他区に先駆けた取組も行っていきます。</p>	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
26	<p>現行の運用では、校長の依頼でスクールソーシャルワーカー（SSWr）の活動が開始されると聞いている。本来、困っている児童・生徒や保護者の情報をキャッチし、子どもや保護者の適応ではなく、学校側の変容を促すような働きかけを行うのがSSWrである。子どもや保護者の希望で、SSWrが真に子どもの立場に立って活動できるよう運用を改善すべきと考える。</p> <p>また、より専門性の高いSSWrの配置ができるよう、常勤のSSWrの配置などの検討が必要と考える。</p>	<p>区のスクールソーシャルワーカー（SSWr）の活動は、子どもの最善の利益を目的に活動方針を立て、学校や関係機関、保護者の中で環境調整を行っています。</p> <p>区では都内最多の16名のSSWrを配置しており、日常的にSSWrが学校を巡回し、教職員や保護者から相談を受けたり、関係機関等から相談を受けたりする中で、困難を抱える子どもの把握に努めています。SSWrの活動には学校全体の協力が必要なため、申請は学校管理職が行う制度としています。</p> <p>なお、区ではSSWrの専門性を高めるために、定期的なスーパーバイズや研修を実施しています。</p>	※
27	<p>就学援助については、基準となる生活保護費の基準額が引き下げられている現状を踏まえ、基準を現状の1.2から1.5に引き上げるなど、適切な支援が受けられるようにすることを求める。</p>	<p>認定基準は、生活保護基準の1.2倍としており、12区でこの基準を採用しています。給与収入ベースで換算した場合、4人世帯で年収500万円程度が対象となります。現行水準は妥当なものと認識しており、基準の引き上げについて検討する予定はありません。</p>	※
28	<p>子どもの声を受け止める子どもオンブズパーソン制度をつくること。</p>	<p>区では、子ども議会での中学生の政策提言を区政に反映させているほか、出前教育委員会や児童館事業等において児童・生徒の意見聴取を行うなど、子どもの声の反映に努めています。</p>	□
29	<p>障害の有無に関わらず普通学級で共に学び育つ環境の整備を進めること。</p>	<p>学校において、障害のある子どもとない子どもが交流および共同学習をする機会を設けるなど、相互理解を深める取組を進めていきます。</p>	○
30	<p>学童クラブでの医療的ケア児の受入れを拡充すること。</p>	<p>医療的ケア児については、これまで、児童館等に併設する学童クラブにおいて障害児枠で受け入れていました。令和4年度からは、受入れ施設を拡大するとともに、障害児枠とは別に、医療的ケア児の受入れ枠を設けます。</p>	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
31	<p>特別支援教室の利用を申請する場合、校内委員会での検討に加え、発達検査を必要とするようだが、本区では学校教育支援センターで検査を受けられないため、検査施設を探す負担と費用負担が家庭に求められている。</p> <p>都心の区部では、区の教育センター等で保護者の費用負担なく検査を受けられる実態がある。本区でも、就学相談の心理相談員の増員や活用を行い、希望する児童・生徒に対し、過度な負担なくスムーズに支援を開始できるようにすべきと考える。</p>	<p>在学中の特別支援教室の利用にあたっては、学校を通じて申請いただいています。申請にあたり、原則として学校から、かかりつけ医など医療機関等での発達検査の取得を依頼しております。この際、必要に応じて医療機関等をご案内するなど保護者の検査施設を探す負担の軽減に努めています。</p> <p>かかりつけ医がいないなどの理由で、受診が困難な場合には、区の就学相談の心理相談員が必要に応じて、可能な範囲で特別支援教室利用のための発達検査に対応しています。</p>	<input type="checkbox"/>
32	<p>本区の公立小・中学校の学校数、学級数、児童・生徒数は、都内ではほぼ3番目に多い。知的障害の特別支援学級は充実しているが、情緒障害は、必要性があるはずなのに上石神井北小学校を除き設置されていない。他地域でも設置が少ないのが現状だが、本区の子どもの数を考えれば、情緒の固定級が最も教育的ニーズに合致している。</p> <p>子どもが必要な教育環境にアクセスできていないはずなので、当該学級を設置すべき。</p>	<p>区では、発達障害や情緒的な課題のある子どもへの指導を行う特別支援教室を全校に設置し、在籍校で通室による指導を行っています。</p> <p>特別支援教室による支援に加え、巡回指導の臨床心理士の助言や医療機関との連携等も行い、子どもたちの状況に応じた支援を継続していきます。</p> <p>なお、上石神井北小学校に設置されている情緒障害学級は、東京都の連携型専門ケア機能モデル事業として、設置しているものです。</p>	<input type="checkbox"/>
33	<p>学校生活支援員の増員をすること。</p>	<p>学校生活支援員については、学校により現場の状況が様々であるため、学校からの申請に基づき必要な人数を配置しています。</p>	<input type="checkbox"/>
その他			
34	<p>中野区、世田谷区では女子も制服にスラックスを選べる。都内のその他の地域でも、同様の公立中学校はある。</p> <p>そもそも制服（標準服）の必要性の是非も検討すべきだが、少なくとも性自認に違和感を持つ生徒が存在していることを踏まえ、制服のルールを各中学校で検討すべき。</p>	<p>区立中学校の標準服については、選択肢を増やせるよう、全ての学校において検討を進めています。令和3年度時点で、すでに26校女子用のスラックスを導入しています。</p>	<input type="checkbox"/>

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
35	<p>だれでもトイレの増設などの環境整備や、教職員の理解の啓発、多様性を認め合う教育の充実など、性自認に違和感を持つ児童・生徒がトイレを使いやすくする工夫をすべき。</p>	<p>だれでもトイレの設置には、配管も含めトイレ全体の改修が必要となるため、トイレ改修工事の際に設置を進めています。</p> <p>学校では、人権教育の充実を目的として定期的に教員研修を行っており、その中で、性同一性障害や性的指向に係る教職員の理解の啓発を進めています。</p> <p>また、児童・生徒には道徳科の授業等で多様性を認め合う教育を進めており、相手の人権を大切にすることや男女が互いに尊重し合う態度を育めるよう取り組んでいます。</p> <p>今後も区として最適な教育を展開できるように支援していきます。</p>	□
36	<p>練馬区の教育は、一本筋の通った懐の深い人材育成を基調にしてほしい。なによりも子どもの教育を成し得る情熱溢れる教員を確保することであり、そのための投資を惜しむことはない。</p>	<p>区では、「夢や目標をもち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標とし、「教育の質の向上」、「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」、「家庭や地域と連携した教育の推進」の3つを取組の視点として、教育施策を展開しています。</p> <p>教育の質の向上に向けては、教員の高い資質・能力が不可欠です。引き続き、熱意ある教員の確保に努めるとともに、研修の充実等により教員の指導力の向上を図っていきます。</p>	○